

御船町甲佐町衛生施設組合一般廃棄物処理施設の技術管理者
の資格を定める条例

(技術管理者の資格)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第21条第3項の規定による御船町甲佐町衛生施設組合の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、一年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (5) 組合長の指定する講習を修了した者

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

技術管理者の資格に関する指針

(目的)

第1条 この指針は、御船町甲佐町衛生施設組合一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例（以下「条例」という。） 第1条に規定する技術管理者の資格の取得に関する基準について定める。

(技術管理者の講習)

第2条 条例第1条第5号の組合長の指定する講習は、別表に定める講習とする。

2 技術管理者となった者であって、別表に定める講習を修了していないものは、当該講習を受講するよう努めなければならない。

(委任)

第3条 この指針の運用に際して必要な細目は、組合長が定める。

附 則

この指針は、平成25年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

講習の種類	実施機関
廃棄物処理施設技術管理者講習 管理課程	(一財)日本環境衛生センター
廃棄物処理施設技術管理者講習 基礎・管理課程	(一財)日本環境衛生センター